

閲覧用

# 南小国町農業委員会総会会議録

平成30年8月10日開会

熊本県南小国町

## 平成30年度南小国町農業委員会8月総会

1. 開催日時 平成30年8月10日(金)午前10時00分から午前10時30分
2. 開催場所 南小国町役場 議場にて
3. 出席委員 (7人)

4番 下 城 孔志郎 委員	5番 佐 藤 竹 良 委員
6番 村 上 文 秋 委員	7番 河 津 篤 委員
8番 北 里 丈 夫 委員	9番 穴 井 堅 委員
10番 武 田 時 吉 委員	
4. 欠席委員 (3人)

1番 杉 安 申 歳 委員
2番 佐 藤 省 市 委員
3番 松 崎 久美子 委員
5. 会議録署名委員の指名 (8番委員、9番委員)
6. 議案第 14 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
7. 議案第 15 号 農地法各条関係審議について
8. 議案第 16 号 平成30年南小国町農用地利用集積計画の決定について
9. 議案第 17 号 農地利用集積円滑化事業規程の変更について
10. 議案第 号 その他
11. 職務のため議場に出席した事務職員(2名)

事務局長 本田圭一郎
事務局職員 佐藤 亮

○会長

改めておはようございます。

それでは8月の農業委員会総会をただ今から開催いたします。

本日は欠席が松崎委員、杉安委員、佐藤委員が欠席しておりますが定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは会議録署名委員の指名をいたします。

8番 北里丈夫委員。9番 穴井 堅委員よろしくお願いいたします。

### 議案第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

それでは日程第2「議案第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。1ページをお願いいたします。

#### 【議案第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について 詳細に説明】

2ページをお願いいたします。

本日の3条関係は1件となっております。

受付番号1 賃借人(〇〇)〇〇〇〇氏。賃借人 (〇〇) (〇)〇〇〇〇。

申請物件は、大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇。台帳・現況地目共に田で、面積が1,322㎡。理由としまして合意による解約ということで、合意成立日・合意解約日は平成30年7月10日。土地引渡期限が同年7月31日となっております。

以上です。

○会長

はい。ただ今事務局から説明がございましたけれども、受付番号1について質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。ないということですので、採決に移りたいと思います。

農地法第18条第6項の規定による通知について、受付番号1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でありますので承認することにいたします。

### 議案第15号 農地法各条関係審議について

続きまして、日程第3「議案第15号 農地法各条関係審議について」を

○事務局長

上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

はい。3ページをお願いいたします。

**【議案第15号 農地法各条関係審議について詳細に説明】**

今回の申請案件につきましては、3条の申請1件という形になっております。

4ページをお願いいたします。

譲渡人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。譲受人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。申請物件として、大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇。地目が畑。面積1,199㎡。同じく〇〇〇〇-〇。畑321㎡。すみません。田1筆と記載されておりますけれども畑2筆に訂正をお願いいたします。合計1,520㎡で所有権移転。理由といたしまして、譲受人経営規模拡大のためでございます。

この案件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件のすべてを充たしていると考えます。

なお、担当委員の方が本案件に関しまして、1番杉安委員、関係方として2番佐藤委員が担当になっておりますけれども本日は欠席となっております。本日担当職員が現場等も含め確認しておりますので、説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

位置図それと現況写真につきましては、次のページ、それと本日お配りしました現況写真となっております。

以上です。

○会長

はい。今事務局が説明したとおり、担当地区委員が欠席ということで事務局から補足の説明をお願いいたします。

○事務局

はい。事務局から補足の説明をさせていただきます。

本案件はですなまず、平成30年5月7日に1番委員杉安委員及び担当地区の最適化推進委員の廣瀬委員に現地確認の確認書類をいただいております。その中で、最適化推進委員さんの廣瀬委員からは意見は特に何もありませんということで伺っております。また、杉安委員からも問題ありませんというふうに伺っております。

また、本案件は本来2番委員の佐藤省市委員の担当地区となっておりますので、併せて8月6日に事務局と佐藤委員とで現地を確認したところです。その現地確認写真が今お手元に配布している写真となっております。事務局、佐藤委員と現場を確認したところですね、特段の問題はないでしょうということで話を伺っております。

以上です。

○会長

はい。ただ今事務局から説明がありましたとおりでございます。

3条の受付番号1について質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。ないということですので、採決に移りたいと思います。

受付番号1について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので、許可することにいたします。

## 議案第16号 平成30年南小国町農用地利用集積計画の

### 決定について

続きまして日程第4「議案第16号 平成30年南小国町農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。6ページをお願いいたします。

### 【議案第16号 平成30年南小国町農用地利用集積計画の 決定について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

受付コード 30024 登録区分 新規

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。住所 南小国町大字○○○○○。  
利用権の設定をする者 ○ ○○氏。住所 南小国町大字○○○○○○○。  
利用権を設定する土地といたしまして、大字○○○○○○○○○○-○。  
現況地目は田。面積558㎡。利用内容は水稲。期間が30年8月1日から  
33年7月31日までの3年間。借賃は全筆纏めて240kg。支払いの方法  
は物納。利用権の種類は賃借権となっております。同じく○○○○-○。  
田1, 740㎡。同じく○○○○○○○○-○。田。1, 356㎡。同じく○  
○○○-○。田。2, 397㎡。同じく○○○○-○。田。759㎡。大字  
○○○○○○○○○○。現況地目田。面積1, 457㎡。総計8, 267㎡と  
なっておりまして、設定する利用権の内容につきましては先ほど説明しまし  
た内容と同じとなっております。利用権の設定等を受ける者の農業経営の状  
況等は、男性。年齢62歳。農作業従事日数が250日となっております。

次のページ8ページをお願いいたします。

受付コード 30025 登録区分 新規

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。南小国町大字○○○○○○○○○。  
利用権の設定をする者 ○○○○氏。南小国町大字○○○○○○○○○。利  
用権を設定する土地といたしまして、大字○○○○○○○○○○-○。現況  
地目田。面積1, 980㎡。利用内容は水稲。期間が30年8月1日から  
40年7月31日までの10年間となっております。借賃は180kg。  
利用権の種類は賃借権。法律関係は賃貸借となっております。設定を受け

る者の農業経営の状況等としましては、年齢58歳。農作業従事日数150日  
で詳細は以下のとおりでございます。

続きまして9ページをお願いいたします。

受付コード 30026 登録区分 再設定

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。南小国町○○○○○○○-○。  
利用権の設定をする者 ○○○○氏。南小国町○○○○○○○-○でござ  
います。設定する土地といたしまして、大字○○○○○○○○○-○。現  
況地目田。面積616㎡。設定する利用権としまして、利用内容が水稻。  
期間が30年8月1日から35年7月31日までの5年間。利用権の種類  
は賃借権。法律関係、賃貸借となっております。同じく○○○○○○○-○。  
田。面積705㎡。同じく○○○○-○。田。面積1,002㎡。設定す  
る利用権につきましては先ほど説明いたしましたものと同じ内容となっ  
ております。利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況としまして、年齢  
64歳。農作業従事日数365日となっております。他詳細は下記のと  
おりです。

以上です。

○会長

ただ今事務局から利用権設定について3件説明がございました。

一括審議します。

質問等ある方は挙手をお願いいたします。

(7番委員手をあげる)

はい。7番 河津委員。

○7番委員

はい。7ページですね利用権設定のところ、○○○○さんと○○○  
さんのところですけど、これは以前一回設定したことがあったような気が  
するとぼってんか、あったですね。これは再設定という形じゃないんで  
すかね。

(事務局手をあげる)

○会長

はい。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。お答えします。

こちらの案件はですね、以前○○○○○○○○○さんと○○○さんが契  
約をされていたというところで一度それを解約をしておられます。その後  
個人で○○○○さんと○○○さんが今回申請を出してきたという流れにな  
っております。

以上です。

○7番委員

はい。わかりました。

○会長

他にございませんでしょうか。

質問ございませんか。

(ありません。の声あり)

はい。ないというようなご意見でありますので、採決に移りたいと思

ます。3件合わせてしたいと思います。

受付番号30024、30025、30026について、このことについて決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので決定することといたします。この件につきましては南小国町町長へ報告することといたします。

## 議案第17号 農地利用集積円滑化事業規程の変更について

続きまして日程第5「議案第17号 農地利用集積円滑化事業規程の変更について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい。10ページをお願いいたします。

### 【議案第17号 農地利用集積円滑化事業規程の変更について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

農地利用集積円滑化規定変更 新旧対照表

改正の理由といたしまして、都道府県農業会議が、農業委員会のサポート業務を行う指定法人に移行することから、移行後の「都道府県農業委員会ネットワーク機構」に文言の修正を行う。

左側が変更後、右側が現行という形になっております中で、第4条におきます現行が、下線がありますが県農業会議とある部分を県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構に変更するものであり、途中省略いたしまして、附則の第3条に、この規定の変更は、行政庁の承認を受けた日から施行する。ということでの追加という形になります。

次のページ以降、農地利用集積円滑化事業規程の変更後の全文の資料をお渡ししておりますけれども、中々わかりにくいかと思いますので、若干補足させていただきます。

農地利用集積円滑化事業というものに関しましては、JA阿蘇のほうにおきまして、農地の所有代理業者、農地売買等の事業ということの二つの事業を行っております。

その内容としましては、農地所有者代理事業におきましては、農地等の所有者から委任を受けてそのものを代理して農地等について売渡しや貸し付けを行うという事業と、農地売買等事業ということで農地等の所有者から農地等の買い入れや貸し入れを行い、その農地等の売渡しや貸し付けを行う事業ということで、阿蘇管内のすべての全市町村が加入した状況でJA阿蘇さんのほうにこの事業をお願いしているところでございます。

しかしながら現行といたしましては、農地中間管理機構、農地バンクです

○事務局長

ね、そちらの方の事業とほぼ似たような事業になっているという形の中で、現状としましては、阿蘇市と西原とか含めてになるんですけど、小国郷としての実績とかいうものは現状としてはございません。極力農地中間管理機構を通してですね今後のこの事業、農地集積化に関してはそちらのほうをできるだけ利用していただきたいという形のなかでの事業になっているんですけども、阿蘇市等がそういった事業を実際行っているということも踏まえまして、現状ではまたこの事業が動いているという形になります。

そういった中で、平成28年3月8日に県知事から熊本県農業委員会ネットワーク機構の指定を受けまして、28年4月1日に一般社団法人という形に組織を変更いたしました。

そういった中で指定を受ける関係からですね現行の規定にあります県農業会議という部分を県知事の指定を受けた、農業委員会ネットワーク機構という形に規定を変更をさせていただいた、という内容になっております。以上です。

○会長

はい。今事務局のほうから説明がございました。

今事務局から説明がありましたようにですね、これは平成28年にすでにもう農業会議のほうで約款等が改正されて名称がその時点で変わっております。それに伴ってですね今回、新旧対照表に改正するものでございます。名称の変更であってですね中の内容について変更はございません。内容については事務局が今説明したような二つの事業をですねするというような形になっております。

この件について質問等ございませんでしょうか。

(7番委員手をあげる)

はい。7番河津委員。

○7番委員

今の二つの件ですけども、双方ともメリットは一緒ですかね。やる事業の中で。

○会長

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。メリットとしてはですね農地バンクの中身とほぼ変わらないというところで間違いないと思います。ただ、地元の方とかが例えばJAとつながりが強い農家さんであるとかはですねやはり農協さんをお願いしたいというご意向の方も実質いらっしゃいますので、そういった方はこちらの円滑化事業のほうでということもあるというふうに阿蘇の本所のほうで話を聞いております。

ただやはり阿蘇の平地ですとか南谷とかですね、面積が広いところでこの事業が展開されているようでして、先ほど事務局長のほうからありましたけれども小国郷の方では実績がないというのが現状でございます。

以上です。

○7番委員

というのが、結局阿蘇は基盤整備で大規模な面積だからできるけれども、



小国郷あたりは基盤整備をしているところはいいけれども、やっぱり山田とか高齢化が進みよるし、後継者もないというような形で、やはりどうしても近所の人たちに頼むような気がするがたいな。

どうか作ってくれんやろかとか、そういうときにそういう農地バンクの中で農協と農協のほうはそういう面は早いところもあると思うし、中間管理機構に頼むというのはどうしても時間がかかるだろうから、ちょっとそこあたり聞きたかったもんだからちょっと質問しました。

○会長

よろしいですか。今の答え。

○7番委員

はい。

○会長

他に質問ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。ないということですので、採決に移りたいと思います。

農地利用集積円滑化事業規程の変更について承認する方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので承認することといたします。

以上で本日の議案は終わりましたけれども、何かございませんでしょうか。

はい。ないようでありますので本日の総会はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

平成30年8月10日

南小国町農業委員会会長

署名委員 8番委員

署名委員 9番委員

会議録調整者 佐藤 亮  
本誌 表紙共 枚